工事請負契約における入札契約制度の見直しについて

１　工事請負契約における最低制限価格制度等の見直しについて

本市では、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、契約金額の適正化に資する対策の充実を講じてまいりました。この度、国の動向を踏まえ、ダンピング対策の強化及び公共工事の一層の品質確保を図るため、次のとおり制度の見直しを行います（企業会計発注を含みます。）。

２　制度の見直しの内容

（１）最低制限価格等※1 及び価格失格基準※2 の設定率を引き上げます。

ア　最低制限価格等の設定率の変更

	設定率		設定率
直接工事費	100%		変更なし
共通仮設費	90%		変更なし
現場管理費	90%		変更なし
一般管理費	55%	→	68%
予定価格比	80%～95%		変更なし

※１　低入札価格調査における「調査基準価格」を含む。

イ　価格失格基準の設定率の変更

	設定率		設定率
直接工事費	90%		変更なし
共通仮設費	81%		変更なし
現場管理費	81%		変更なし
一般管理費	49%	→	61%
算出額	１万円未満切捨て		変更なし

※２　入札者が提出する積算内訳書において、上記経費ごとの算出額のいずれか１つでも下回った場合には、その入札者は「失格」となる。

（２）「ＷＴＯ対象工事※3」及び「６億円以上の特殊な工事※4」に関する取扱いを変更します。

通常の総合評価一般競争入札と同様、以下の取扱いとします。

ア　低入札価格調査における価格失格基準の適用対象とします。

イ　総合評価落札方式における総合評価点の算出で、入札価格が調査基準価格未満の場合に、入札価格を調査基準価格に置き換える算出方式の適用対象とします。

（参考）【総合評価落札方式における総合評価点の算出式】

入札価格 ≧ 調査基準価格

$$総合評価点 = \frac{技術評価点}{入札価格}$$

入札価格 ＜ 調査基準価格

$$総合評価点 = \frac{技術評価点}{調査基準価格}$$

↑

~~（入札価格）~~

（参考）【失格基準及び総合評価点算出のイメージ図】

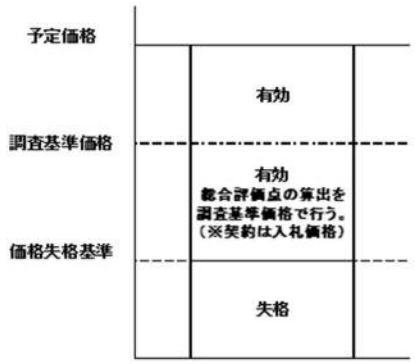

※３　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約（予定価格２２億８千万円以上の工事〔令和４年４月１日～令和６年３月３１日の適用基準〕）

※４「特殊な工事」とは「入札時ＶＥ方式」、「設計施工一括方式」、「性能発注方式」又は「工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工事及び機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」又は「機器間接費」が計上されている工事」

３　実施時期

令和４年９月１日以降に、入札公告又は指名通知を行う契約から適用します。